

成年後見制度の利用促進を 図るために

～成年後見制度利用促進計画～

令和4年5月

東京都福祉保健局生活福祉部生活支援担当課長 小澤 耕平

成年後見制度の概要と利用促進の取組経緯

1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29～R3年度の5年間)を閣議決定。
※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

3. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回(3つのWGで合計13回)の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施(12月22日公表)。
令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。令和4年3月25日に第二期基本計画を閣議決定。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

副題：尊厳のある本人らしい生活の継続と 地域社会への参加を図る権利擁護支援の 推進

令和4年3月25日 閣議決定

【成年後見利用促進】ニュースレター第31号(令和4年3月25日)より
抜粋

ポイント1 副題(サブタイトル)について

第二期計画には、「～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」というサブタイトルがついています。これは、このような目的をもって、権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を推進するということを説明したものであり、第二期計画全体に通じる最も重要な考え方であるといえます。

【成年後見利用促進】ニュースレター第31号(令和4年3月25日)より
抜粋

ポイント1 副題(サブタイトル)について

地域共生社会の実現は、促進法第1条の目的とも共通するものです。また、「地域社会への参加」の視点は、第二期計画P.4の注7にあるとおり、障害者権利条約第19条を参照して書かれているものです。

「地域社会への参加を図る」というのは、参加しやすい地域社会を作っていくという趣旨です。第二期計画でも、公的な責任を果たす必要があり、「地域社会への参加」や本人の「自立」が強制されることがないように、引き続き取り組んでいきます。



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



【成年後見利用促進】ニュースレター第31号(令和4年3月25日)より
抜粋

ポイント1 副題(サブタイトル)について

第二期計画には、これまで必ずしも明確に定義していなかった**権利擁護支援の定義**を盛り込んでいます。また、**成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするものではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すもの**でなければならないとしています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 より(抜粋)

権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる。権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

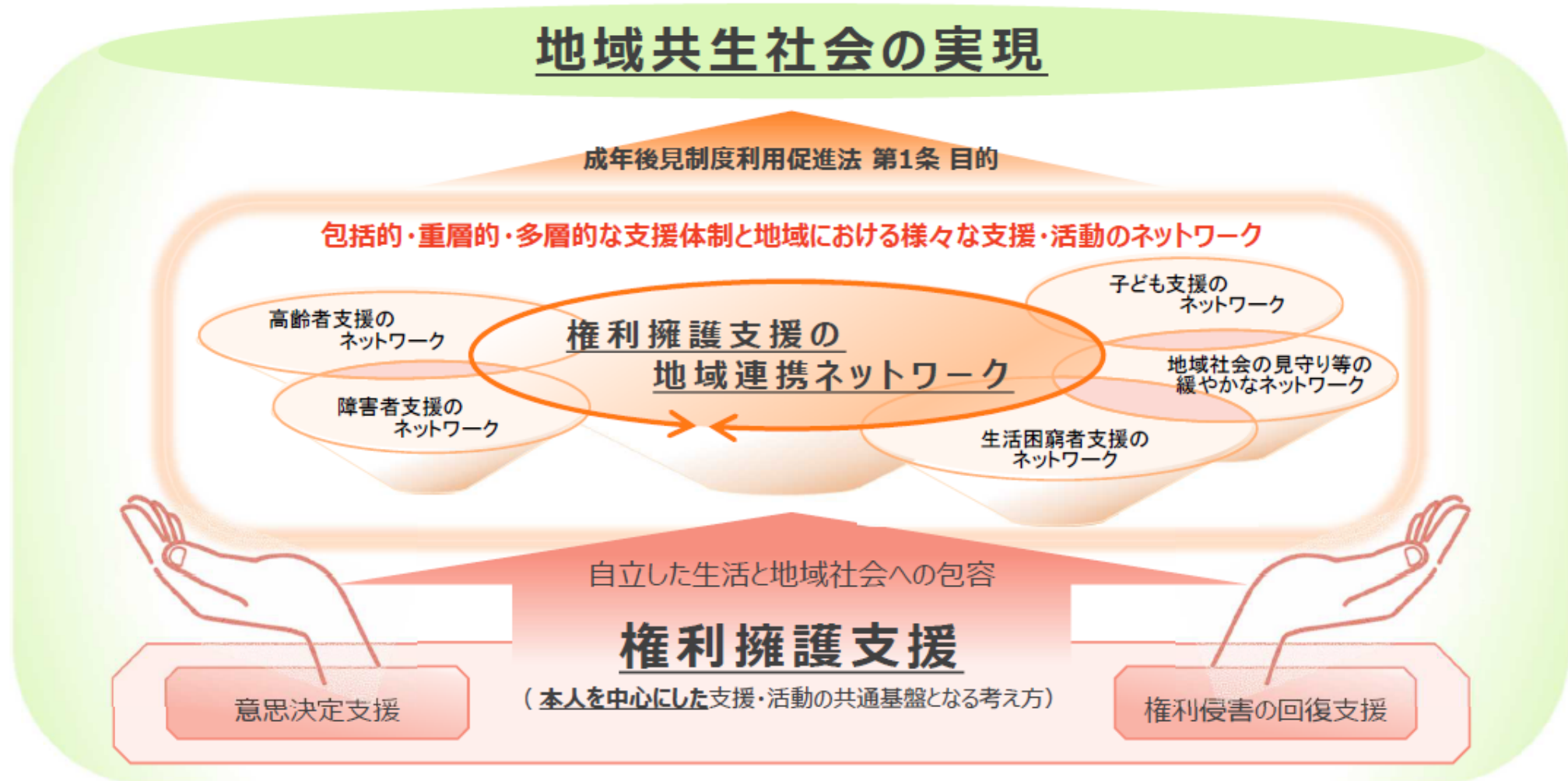
I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 より(抜粋)

なお、権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある。これは、誰もが判断能力が不十分となる可能性があるため、成年後見制度の潜在的な利用者を念頭に置いた支援を拡げていく必要があるからであり、さらには、多くの関係者の協働を必要とする支援が全国的に展開されることは地域共生社会の実現にも資するからである。

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



第二期成年後見制度利用促進基本計画

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透 より(抜粋)

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、**意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。**

後見人等は、民法(明治29年法律第89号)第858条等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある。

民法（明治29年法律第89号）

（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

第858条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透 より(抜粋)

これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好(本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいう。以下同じ。)や価値観を適切に反映させる必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、**意思決定支援が必要**です。

例

- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額の資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、**チームで行います**。

意思決定支援のプロセス 様式1

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1~3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！

意思決定支援後のプロセスへ（右側→）

後見人等の役割

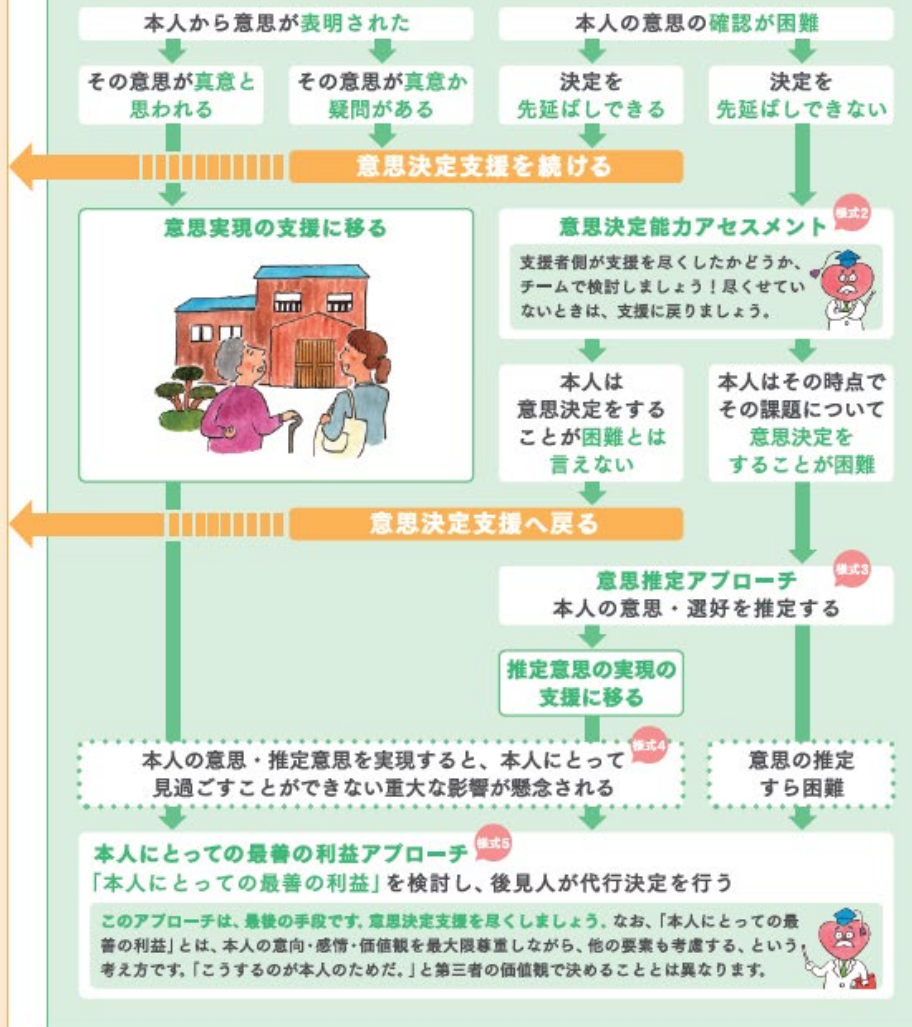
メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス



※「様式1~5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

検討テーマに係る関係資料

(意思決定支援ガイドライン)

令和3年6月2日

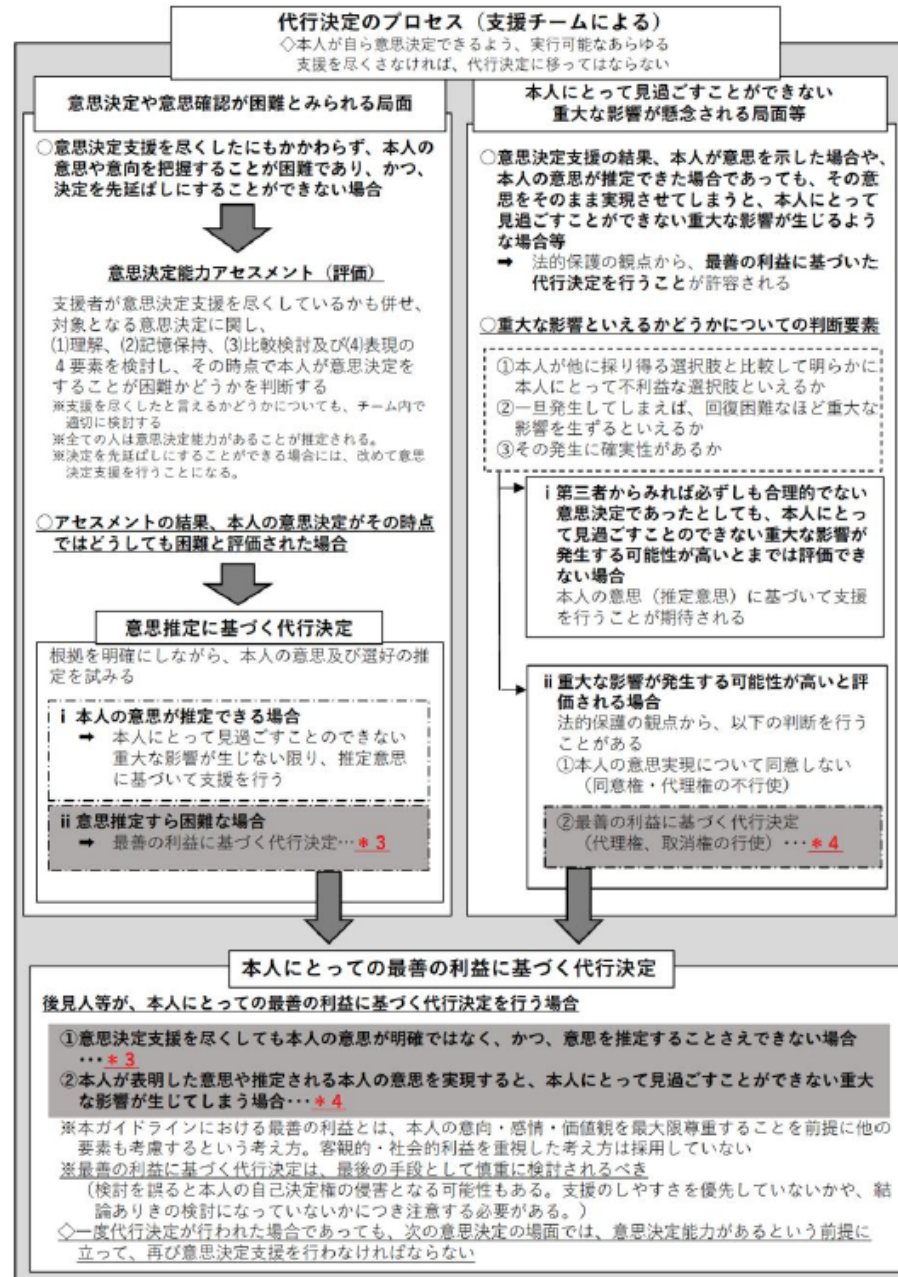
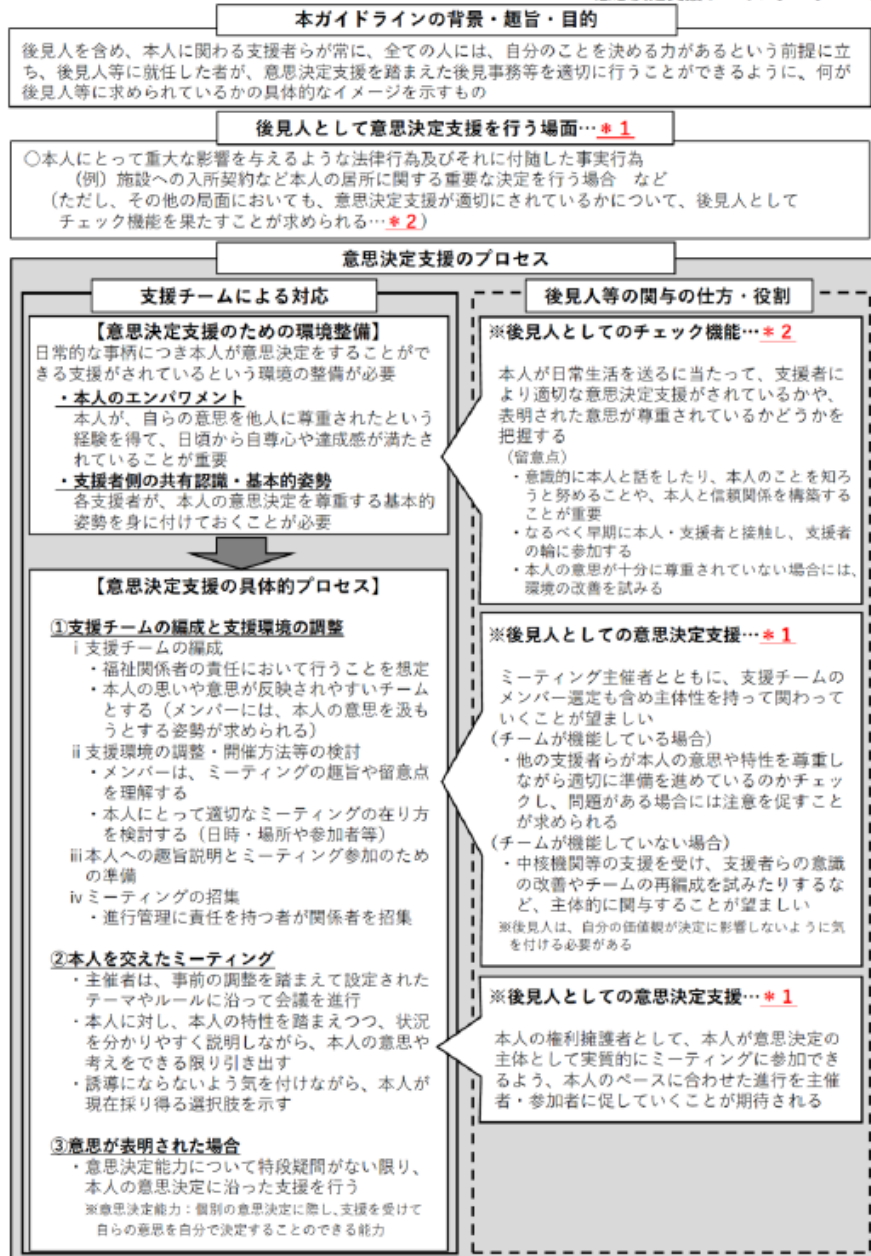


厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

令和2年10月

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>(※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1. 策定期期	平成29年3月	平成30年6月	平成19年 (平成30年3月改訂)	令和元年5月	令和2年10月	
2. 誰の(意思決定)支援か	障害者	認知症の人 <small>(※認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。)</small>	人生の最終段階を迎えた人	医療に係る意思決定が困難な人	成年被後見人等	
3. ガイドラインの趣旨(意思決定支援等の担い手を含む)	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、 事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間 で共有することを通じて、 障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること	認知症の人を支える周囲の人 において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、 認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの	人生の最終段階を迎えた 本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、 医療機関としての対応を示す とともに、医療に係る意思決定の場面で、 成年被後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの	成年被後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、成年被後見人等に求められている役割の具体的なイメージ(通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと)を示すもの	各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、 本人への支援は、本人の意思(自己決定)の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている



後見人等を対象とした意思決定支援研修



成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）が目指す「利用者がメリットを実感できるような制度・運用」となるためには、意思決定支援の考え方に沿った後見事務が行われる必要があります。

そこで、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会）をメンバーとする意思決定支援ワーキング・グループが「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を作成、令和2年10月に公表しました。

このガイドラインを全国に普及・啓発していくため、令和2年度～3年度にかけて開催されているのが、「後見人等を対象とした意思決定支援研修」です。

[トップページ](#)[ご本人・家族・地域の
みなさまへ](#)[成年後見人等の
みなさまへ](#)[自治体・中核機関の
みなさまへ](#)[地域の関係機関の
みなさまへ](#)[相談窓口の
ご案内](#)[よくある
質問](#)

05 意思決定支援研修 ドラマ場面1 [所要時間：12分]

成年後見人等が関わる意思決定支援の具体的なプロセスについて学びます

☑️ 【場面①】 支援チームの編成と支援環境の調整

☑️ 【場面②】 ご本人への趣旨説明

☑️ 【場面③】 ご本人を交えたミーティング



▶ [3.意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン \(P81\) \[9.99MB\]](#)



【成年後見利用促進】ニュースレター第31号(令和4年3月25日)より 抜粋

ポイント3 地域連携ネットワークの機能の整理について

地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）

福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「運用・監督」機能が、ともに地域連携ネットワークの機能であると整理されました。

権利擁護支援を行う3つの場面に応じて整理すると以下の表になります

支援機能は、中核機関だけで担うものではありません。中核機関が、関係機関・団体をコーディネートし、連携・協働して実施するものです。



	「支援」機能	「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

【成年後見利用促進】ニュースレター第31号(令和4年3月25日)より 抜粋

ポイント3 地域連携ネットワークの機能の整理について

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）

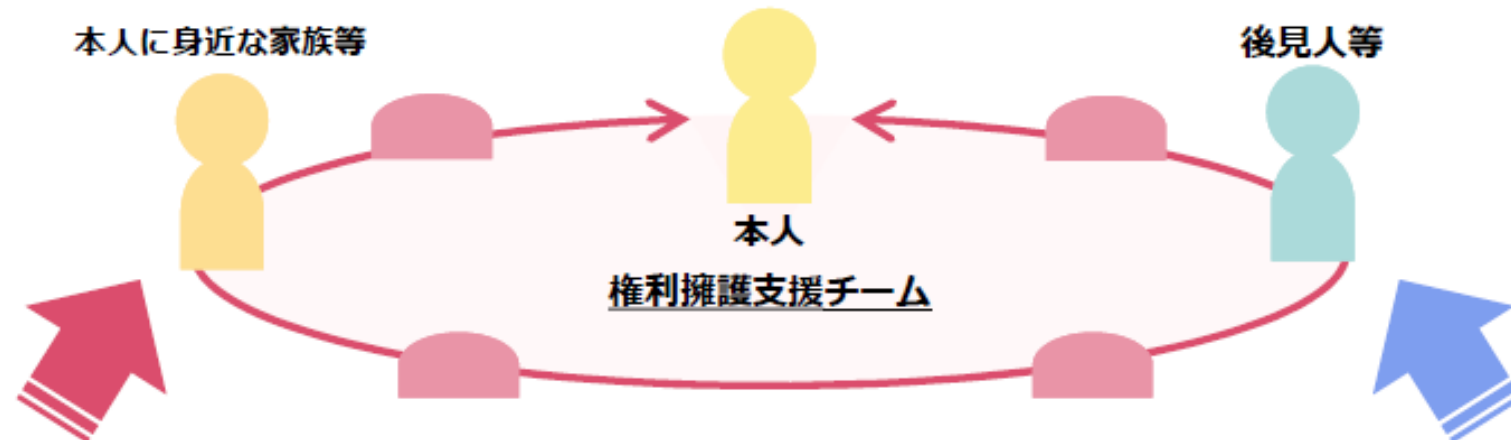
地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの関係者が、次の3つの視点を持って、自発的に協力して地域づくりに取り組むことで、地域連携ネットワークの機能が強化されます。

- 「共通理解の促進」の視点
- 「多様な主体の参画・活躍」の視点
- 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

「連携・協力による地域づくり」は、取組の優先順位や工夫について、協議会で話し合いながら協力して進めることが大切です。各市町村の包括的な支援体制との有機的な連携も重要となります。

現在の関係者の「共通理解の促進」により連携を進め、さらに「多様な主体の参画・活躍」により権利擁護支援に関わる主体を増やしていく。そして、持続的に取り組まれるように、行政などで「しくみづくり」を行う流れであると考えるとわかりやすいですね。





福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
 ①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能

